船橋市児童発達支援センター連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に設置されている児童発達支援センターの施設長に対し、療育業務に係る情報の共有及び意見の交換を行うことにより、施設長の療育業務の円滑化を図り、もって児童の処遇向上及び福祉の増進に資するため、船橋市児童発達支援センター連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 児童発達支援センター 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第4 3条に規定する児童発達支援センターをいう。
 - (2) 社会福祉法人 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。

(組織)

- 第3条 連絡会議は、別表に定める委員をもって組織する。
- 2 連絡会議の議長は、療育支援課長をもって充てる。

(議事)

- 第4条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集し、議事を整理する。
- 2 連絡会議及び事務局は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、 意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 議長は、必要に応じて作業部会を設けることができる。 (事務局)

第6条 連絡会議の庶務は、療育支援課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

船橋市児童発達支援センター連絡会議委員

委 員

社会福祉法人さざんか会とらのこキッズ施設長 社会福祉法人さざんか会さざんかキッズ施設長 療育支援課長